

会長談話

第二次補正予算の 詳細が決定 病院現場の実情を 踏まえた内容に

加納繁照 日本医療法人協会会長

協力医療機関を設けて 現場の実情に即した支援

—6月16日、第二次補正予算成立を踏まえた厚生労働省の事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施にあたっての取扱いについて」が発出されました。病院への支援内容がかなり充実しているようですが、まず「病床確保支援」から解説していただけますか。

まず、新型コロナウイルス感染症対策において「重点医療機関」が設けられることになりました。これは、地域の陽性患者を受け入れる際の拠点的な医療機関をイメージしていいと思います。要件としても、病院・病棟単位での受け入れが前提になっています。ただ、急性期病院等が限られている地方においては適切な形だと思いますが、都市部では多くの民間病院が陽性患者を数人単位で受け入れて対応した実態があることから、厚生労働省にもそうしたことを申し入れていました。今後の体制整備のあり方

として、さらに提言を進めていきたいと考えています。

また今回、新たに「協力医療機関」が設けられました。こちらは、新型コロナウイルス感染症疑い患者への対応を想定しており、ある程度の柔軟な対応を認める内容になっています。当然、他の患者と動線が混じらないようなゾーニングは求められますが、部分的には病床単位での対応も認められます。この措置は大きいと思っています。

もう一つ強調したいのは、受け入れ体制確保のために病床を空けておく、つまり空床を用意しておく必要があったのですが、今回、そのための補助(病床確保料)を4月1日までさかのぼって請求できることになりました。重点医療機関・協力医療機関についてはICUが1床30万1000円/日、HCUが1床21万1000円/日、その他が1床5万2000円/日。一般の医療機関はICUが1床9万7000円/日、重症患者・中等症患者が1床4万1000円/日、それ以外が1床1万6000円/日となっています。日本

医療法人協会、日本病院会、全日本病院協会が合同で行った調査でも、陽性患者を受け入れた病院の減収幅はすべての病院と比較して大きいことが明らかになっています。そのことを踏まえて、貢献に報いる仕組みを要望していたわけですが、国、つまり厚労省だけでなく財務省も、とても前向きな評価をしてくれたと言えるでしょう。

国は今回、このような形で仕組みを用意してくれたわけですが、配分の決定は都道府県に委ねられます。せっかく現場の実態に即した仕組みになったのですから、運用もそうしたものになるよう、各都道府県に働きかけていただきたいと思います。

委託事業者のスタッフへの 慰労金交付も決定

——「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」という形で、医療機関の従事者に慰労金が交付されることになり、こちらは当初よりも対象が拡大しました。

都道府県から患者の治療や入院受け入れを依頼された医療機関が対象となります。5万円、10万円、20万円と段階が設けられていますが、ここで注目したいのは、委託事業者から派遣されている従事者も、10日以上勤務実績があれば対象となっている点です。当初は認められていなかっただけに、大きな成果だと思います。

患者さんと直接向き合う医師や看護師はもちろん大変な緊張と苦労を強いられたわけですが、病室や治療室を清掃するスタッフや食事を配膳するスタッフも同じく神経をすり減らしています。また、本人だけでなくご家族にも心理的負担を強いたということは、医療機関で働いている以上、同様だったと思います。今回の措置は、そうした心労にも報いるという点で画期的と言えるのではないのでしょうか。

新型コロナ対策の経費を 4月分から請求可能に

——今後の対策も視野に入れて医療体制を整備・確保する病院が出てきており、そちらへの「支援金支給事業」も用意されました。

99床以下は2000万円まで、100床以上は3000万円までと段階的に上限が設けられ、新型コロナ患者を受け入れた際には1000万円が上乘せされることとなります。これもかなり画期的で、4月1日までさかのぼり、同日から新型コロナ対応にあたって費やした経費を1年間分請求できることとなります。加納総合病院もそうですが、緊急で個室に陰圧のための装置を取りつけたところもあります。そうした修繕費なども対象にできるでしょう。こちらも、最終的な交付の決定は都道府県が行いますので、各地でじっくり相談していただきたいと思います。

——一般的に、病院への支援はかなり充実した内容と言えるのではないですか。

厚労省、財務省の方々が病院経営の実態にご理解を示してくれたことが大きいですが、第二次補正予算を立案する際に、資金繰りも含めて病院の窮状をデータにしてお示しできたことも、ご理解を深めるのに役立ったと思います。

人材マッチングの仕組みも整備

——新型コロナ禍のなかで新設された「G-MIS」に人材マッチング機能が加わることになりました。「医療のお仕事Key-Net」として運営されます。

「G-MIS」は、医療現場での个人防护具の不足状況や空床状況を全国で共有するために設けられた情報共有システムで、厚労省によると、現在、約6000病院が参加しているそうです。そこに、物資だけでなく「人材」の状況も加えるようにし、ハローワーク

やナースセンター、さらには一般の人材紹介会社まで情報が届き、休職中の医療人材とのマッチングを可能にするものです。この機能は、紹介手数料が不要という点では多くの病院にとっても朗報でしょう。

う。新しい人材紹介システムとして定着させるという意味からも、会員の皆様には積極的にご活用いただきたいと思います。

—ありがとうございました。

事務連絡

令和2年6月16日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局医療総務課
厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施に当たっての取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施について」(令和2年6月16日医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長・健康局長・医薬・生活衛生局長連名通知)により、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱(以下「実施要綱」という。)の改正について通知したところですが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が全額国費により措置(交付率10/10)されること等に鑑み、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の補助の対象となる上限額等の取扱いを下記のとおりまとめましたので、御了知の上、適切に事業を実施していただくようお願いいたします。

記

○新型コロナウイルス感染症対策事業

【上限額】

病床確保料

- ・ ICU内の病床を確保する場合 1床当たり97,000円/日
- ・ 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 1床当たり41,000円/日
- ・ 上記以外の場合 1床当たり16,000円/日

※新型コロナウイルス感染症疑い患者専用の個室を設定して新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる医療機関の取扱いについては別に定める。

宿泊施設借上げ費の室料 1室当たり13,100円/日

食費1食当たり1,500円(飲料代及び配送費は除く)

1日当たり4,500円(飲料代及び配送費は除く)

【対象外経費】

軽症者等に対して電話等情報通信機器による診療等を行うためのソフトウェアの導入・使用に係る費用は対象経費から除く。

○新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

【上限額】

- ・ 初度設備費 1床当たり 133,000円
- ・ 人工呼吸器及び付帯する備品 1台当たり 5,000,000円
- ・ 個人防護具 1人当たり 3,600円
- ・ 簡易陰圧装置 1床当たり 4,320,000円
- ・ 簡易ベッド 1台当たり 51,400円
- ・ 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 1台当たり 21,000,000円
- ・ 簡易病室及び付帯する備品 実費相当額

※簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。

○帰国者・接触者外来等設備整備事業

【上限額】

- ・ HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る) 1施設当たり 905,000円

- ・ HEPAフィルター付パーテーション 1台当たり 205,000円
 - ・ 個人防護具 1人当たり 3,600円
 - ・ 簡易ベッド 1台当たり 51,400円
 - ・ 簡易診療室及び付帯する備品 実費相当額
- ※簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。

○新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業

【上限額】

- ・ 医師 1人1時間当たり 7,550円
- ・ 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円

○DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業

【上限額】

(医療チーム派遣経費)

- ・ 医師 1人1時間当たり 7,550円
- ・ 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり2,760円
- ・ 業務調整員 1人1時間当たり 1,560円

(医療チーム活動費) 実費相当額

※医療チーム活動費とは、個人防護具、医薬品、医療用消耗品、一般消耗品の購入など、医療チームが新型コロナウイルス感染症患者に対応するために必要な費用をいう。

○新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業

【上限額】

- ・ 医師 1人1時間当たり 7,550円
- ・ 薬剤師 1人1時間当たり 2,760円

○医療搬送体制等確保事業

【上限額】

(患者搬送コーディネーター経費、患者搬送同乗者経費)

- ・ 医師 1人1時間当たり 7,550円
 - ・ 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円
- (患者搬送費) 実費相当額

○ヘリコプター患者搬送体制整備事業

【上限額】

- ・ 隔離搬送用バッグ購入費 ヘリコプター1台当たり 300,000円
- ・ 上記に係る交換用消耗品 1搬送当たり 116,000円

○新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業

【上限額】

- ・ 医師 1人1時間当たり 2,265円
- ・ 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 562円

○新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業

【上限額】

- ・ HEPA フィルター付空気清浄機購入額の1/2 (事業者負担が1/2)

※ 購入額の上限は1台当たり905,000円

※ 1施設当たりの上限は2台(但し薬局については1台)

- ・ 消毒費用等 総事業費の1/2 (事業者負担が1/2)

※ 総事業費の上限は1施設当たり600,000円

○医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業

【上限額】

- ・ 1施設当たり1,083,000円とし、入院を要する救急患者に対応可能な感染症指定医療機関等の場合は、1か所に限り429,000円を加算する。

○新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業
上限額等については別に定める。○新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業
【上限額】

- ・ 超音波画像診断装置 1台当たり 11,000,000円
- ・ 血液浄化装置 1台当たり 6,600,000円
- ・ 気管支鏡 1台当たり 5,500,000円
- ・ CT撮影装置等(画像診断支援プログラムを含む) 1台当たり 66,000,000円
- ・ 生体情報モニタ 1台当たり 1,100,000円
- ・ 分娩監視装置 1台当たり 2,200,000円
- ・ 新生児モニタ 1台当たり 1,100,000円

○新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業
【定額】

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された重点医療機関、感染症指定医療機関、その他の都道府県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関に勤務し、患者と接する医療従事者や職員

①実際に新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関である場合 医療従事者や職員に対して1人 200,000円を給付

※ただし、当該医療機関において、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、1人 100,000円を給付

②新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行っていない医療機関の場合 医療従事者や職員に対して1人 100,000円を給付

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関又は都道府県、政令市(地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条の政令で定める市をいう。以下同じ。)及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センターに勤務し、患者と接する医療従事者や職員

①実際に新型コロナウイルス感染症患者(新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。)に診療等を行った医療機関等である場合 医療従事者や職員に対して1人 200,000円を給付

※ただし、当該医療機関等において実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者(新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。)に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、1人 100,000円を給付

②新型コロナウイルス感染症患者(新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。)に診療等を行っていない医療機関等の場合 医療従事者や職員に対して1人 100,000円を給付

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された宿泊療養・自宅療養を行う場合の新型コロナウイルス感染症患者(無症状病原体保有者及び軽症患者を含む。以下「軽症者等」という。)に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等で軽症者等と接する医療従事者や職員(都道府県、政令市及び特別区からの依頼又は委託等により、当該業務に従事する者に限る。)、医療従事者や職員に対して1人 200,000円を給付

・ 都道府県、政令市及び特別区から新型コロナウイルス感染症患者への対応の役割を設定されていない医療機関(病院及び診療所、訪問看護ステーション又は助産所に勤務し、患者(助産所にあつては妊産婦)と接する医療従事者や職員

①実際に新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行った医療機関等である場合 医療従事者や職員に対して1人 200,000円を給付

②新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行っていない医療機関等の場合 医療従事者や職員に対して1人 50,000円を給付

※ 事務委託料等については、別に定める。

○新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

【上限額】

(設備整備等事業)

- ・ 初設設備費 1床当たり 133,000円
- ・ 個人防護具 1人当たり 3,600円
- ・ 簡易陰圧装置 1床当たり 4,320,000円
- ・ 簡易ベッド 1床当たり 51,400円
- ・ 簡易診療室及び付帯する備品 実費相当額
- ※ 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。
- ・ HEPA フィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る) 1施設当たり 905,000円
- ・ HEPA フィルター付パーテーション 1台当たり 205,000円
- ・ 消毒経費 実費相当額
- ・ 救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品 1施設当たり 300,000円
- ・ 周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器 1台当たり 1,500,000円

【上限額】

(支援金支給事業)

- ・ 99床以下の医療機関 20,000,000円
- ・ 100床以上の医療機関 30,000,000円
- ・ 以降100床ごとに10,000,000円を上限額に追加
- ・ 新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関には、上限額に10,000,000円を加算

○医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業
【上限額】

- ・ 病院 2,000,000円 50,000円×病床数
- ・ 有床診療所(内科・歯科) 2,000,000円
- ・ 無床診療所(内科・歯科) 1,000,000円
- ・ 薬局、訪問看護ステーション、助産所 700,000円

※ 事務委託料等については、別に定める。